

雪への備え



小型除雪機を ご利用ください

13台の手押し型小型除雪機を一部
の交流センター、消防署に配置
します。各自治会や自主防災組織、
ボランティア団体等に無償で貸し

出しますのでご利用ください。
※なお、機材の燃料費、修理費、
維持管理費は市で負担しますが、
設置場所からの搬出・搬入は各自
でお願いします。また、軽トラッ
クで搬送する場合は、足下駄（ブ
リッジ）が必要になる施設もあり

配置場所	電話番号
消防署安来本署	22-0119
消防署広瀬分署	32-2308
消防署伯太分署	37-1026
消防署比田分駐所	34-0154
布部交流センター	36-0001
東比田交流センター	34-0211
山佐交流センター	35-0129
宇波交流センター	36-0852
西谷交流センター	36-0376
奥田原交流センター	35-0047
安田交流センター	37-0835
井尻交流センター	37-0836
赤屋交流センター	38-0145

小型除雪機貸し出しについての
問い合わせ

防災課 ☎23-3074

道路の 除雪作業

降雪時の除雪作業は、次の計画
で行います。
●実施条件 新雪15センチ以上の積雪
があること
●作業時間帯 5時～18時
●除雪路線 ①主要市道やバス路
線、国道・県道に通じる市道 ②
集落間を結ぶ市道 ③集落内市道
（除雪できる幅員・回転場がある除
雪対象路線）
●除雪作業時のお願い
①国道・県道・市道に面する人家

の屋根から落下した雪や除雪後
の人家の出入り口の雪は、交通
に支障のないよう各家庭で処理
をお願いします。

②道路上や待避所などに車両など
を放置しないでください。やむ
を得ず一時的に置く場合は、赤
布を縛りつけた竹を立てるなど
目印をつけるようお願いします。

※除雪作業中に放置物件に損傷を
与えても補償はいたしません。

③民有地の樹木などが路上に倒れ、
通行の支障となる場合は、所有
者が事前に処理をお願いします。

※通行の支障となる樹木は、県・
市がやむを得ず伐採することが
あります。

④除雪作業で碎石などが耕地に入
る場合がありますが、この場合
の除去補償はいたしません。

⑤国道・県道・市道の一部に立て
るスノーポールや木製ポールを
撤去しないでください。

⑥除雪は主要幹線道路を優先しま
す。作業の順序は状況によって
前後することがあります。

●除雪作業についての問い合わせ
県道・国道の除雪：広瀬土木事業
所 ☎32・2031

市道の除雪：土木建設課
☎23・3311